

事務連絡
平成24年11月30日各 都道府県
指定都市 民生主管部（局） 御中
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」
の留意事項について

社会的養護の充実については、日頃からご尽力いただき厚く感謝申し上げます。

本日、平成24年11月30日雇児発1130第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（以下「小規模化等の手引き」という。）が発出され、「社会的養護の課題と将来像」に掲げる施設の小規模化と家庭的養護の推進を実現するため、各施設ごとの「家庭的養護推進計画」の策定及び各都道府県ごとの「都道府県推進計画」の策定を行うよう技術的助言がなされました。

については、別紙を参考とし、下記の事項にご留意の上、各都道府県において、施設の
小規模化と家庭的養護の推進を図っていただきますようお願いいたします。

記

1. 子ども・子育て支援法の「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」との関係について

子ども・子育て支援法の「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「支援計画」という。）については、国が策定する「基本方針」において、同計画の作成に関する事項を示すこととされております。この基本方針の案等は、今後、子ども・子育て会議等での検討を踏まえ、示される予定です。

今般、策定する「都道府県推進計画」は、この「支援計画」とは別のものですが、今後策定する「支援計画」の社会的養護の部分には、「都道府県推進計画」の要旨を反映することが想定されます。このため、「都道府県推進計画」の策定の際に検討した内容については、「支援計画」の策定の際に改めて再検討をお願いすることは現時点では想定しておらず、新たな作業が生じるものではないと考えております。

なお、今後、「都道府県推進計画」の策定のためのスケジュール及び計画のひな型について、今年度中にお示しすることを考えています。

2. 施設の小規模化・地域分散化を推進するための今後の取組について

- ① 現在、施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループにおいて、施設の
小規模化・地域分散化に関する事例集を作成することにしており、とりまとめ次第、
各自治体あて参考送付することにしていきます。

- ② 「社会的養護の課題と将来像」に掲げている児童養護施設等の直接処遇職員の基本配置の引上げや加算職員の配置の充実については、国としても、引き続き、努力していくこととしています。

3. 平成25年度予算概算要求の「児童養護施設等の家庭的養護への転換」
【重点要求】について

平成25年度予算概算要求では、各都道府県で策定する小規模化等の計画に基づく施設整備のうち評価の高いものについて、次世代育成支援対策施設整備交付金に交付基礎点数を嵩上げする仕組みを設ける（社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金並みの1.35倍）こととする予算要求を行っています。

当該予算要求が認められた場合、次世代育成支援対策施設整備交付金の協議において必要な手続等については、政府予算案が閣議決定された段階で改めてお知らせいたします。

「都道府県推進計画」と「家庭的養護推進計画」の関係

